

3 自宅で申告

密を避けて、自宅からインターネットを利用して確定申告ができます。「確定申告書等作成コーナー」（国税庁ホームページ）から4つの方法で申告できます。

【アクセス方法】（右のQRコードからもアクセスできます）

▶ 「確定申告書等作成コーナー」と検索し、下記のページにアクセスする
確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ内） ■ <https://www.keisan.nta.go.jp>



1. マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告

マイナンバーカードを利用して、自宅のパソコンまたはスマートフォン（以下、スマホ）から24時間いつでも申告をすることができます。用意するものは以下の通りです。

▶ パソコンから利用する人



▶ スマホから利用する人



2. ID・パスワード方式を利用して e-Tax で申告

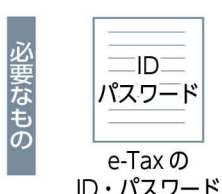
マイナンバーカードやICカードリーダライタを持っていない人でも利用できる申告方法です。事前に税務署で登録することで、パソコンやスマホから簡単に利用することができます。

事前準備



ID・パスワードの登録依頼
税務署で職員との対面による本人確認が必要

申告時



ID・パスワード
e-TaxのID・パスワード



マイナンバーカード



ICカードリーダライタ

3. インターネットで申告書を作成し、郵送などで提出

確定申告書等作成コーナーの入力画面に従って、申告書を作成することができます。作成した申告書は、郵送で提出または役場税務課に提出（※1）できます。

確定申告の相談などはWebからも

【作成手順は YouTube から確認】

確定申告書の作成や e-Tax の申告方法などは YouTube 「国税庁動画チャンネル」から確認できます。

国税庁動画チャンネル
<https://www.youtube.com/user/ntachannel>



【申告に関する相談はチャットボットからも】

確定申告の相談はチャットボットからも受け付けています。

チャットボット（国税庁 HP）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/index.htm>



4. スマホ専用画面から申告書を作成し、郵送などで提出

確定申告書等作成コーナーのスマホ画面から申告書を作成できます。スマホで申告書を作成し申告書を印刷して、郵送または役場税務課に提出（※1）できます。

● スマホ申告（スマホ専用画面）が利用できる人

- 給与所得を申告する人
 - 公的年金などの年金所得を申告する人
 - 雑所得や一時所得を申告する人
 - 医療費控除や寄附金控除などの所得控除を申告する人
- ※上記以外の方はスマホのweb画面からご利用ください。

スマホ専用画面 アクセスはこちらから

スマホ申告に関するお問い合わせは
0570-01-5901

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日除く）

（※1）役場税務課の提出は申告書の内容確認はしません。また税務署に届くまで数日かかる場合があります。



税の申告

令和2年分 Close Up

問合先 役場税務課 ☎47-5011 館林税務署 ☎72-4373

今年の確定申告は、新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）感染拡大防止のため、期間が変わります。また、申告会場に出掛けなくてもできる申告方法もあります。感染を回避するための方法をご紹介します。

1 申告期間

館林税務署やイオンモール太田を会場とした申告受付は還付申告の人を対象として、例年より早くから実施します。邑楽町役場での受け付けは、例年通りとなります。

【館林税務署会場】

▶ 期日 **2月1日**～**3月15日**
（土・日曜日、祝日除く）

▶ 受付時間 **午前8時30分～午後4時**

※相談時間は午前9時から。

▶ 申告会場 **館林税務署3階会議室**

【イオンモール太田会場】

▶ 期日 **2月1日**～**3月15日**
（土・日曜日、祝日除く）

▶ 受付時間 **午前9時30分～午後3時**

▶ 注意事項 譲渡所得（土地・建物）や贈与税の相談は館林税務署へ

▶ 申告会場 **イオンモール太田2階イオンホール**

共通事項

各申告会場への入場は「入場整理券」が必要です。入場整理券は各会場当日配布する他、国税庁LINE公式アカウントで事前発行ができます。



国税庁
LINE公式
アカウント

※各会場とも入場整理券を配布します。整理券の数には限りがあり、配布状況によっては、当日の受け付けができない場合があります。

【邑楽町役場での申告】 役場での申告受付は、例年通り、2月16日④～3月15日⑤です。詳細は、広報おうら2月号に掲載します。

2 感染防止対策

申告会場では、新型コロナ感染防止対策のため以下のことを実施しています。そのため例年より申告に時間が掛かる場合があります。来場時の注意点をお知らせします。



事前の準備

申告会場での滞在時間を短くするため「事業所得など（売上・経費）の集計」や「医療費控除の明細書の作成」などを自宅で準備してきてください



検温の実施

検温で37.5度以上の人や検温に協力いただけない場合は入場できません



少人数での来場

来場する際はできる限り一人でお越しください



マスクの着用、手指消毒の実施

来場時はマスクを着用し入口などで手指消毒をしてください



筆記用具などの持参

会場備品は消毒しますが複数の人が使用します。筆記用具などはできるだけ持参してください

5つの感染防止対策